平成七年政令第四百二十九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

項から第三項まで及び第十条の規定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号) 第二条、 第四条第

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項又は第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政 に基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築 第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれ第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項

条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとさ (第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二 二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第

れた場合における当該建築物を除く。)とする。 定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規

(都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物) 一 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十 法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物 特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同 七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている

第二条 法第五条第三項第一号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築

に供する施設 電気通信事業法 (昭和五十九年法律第八十六号)第二条第四号に規定する電気通信事業の用

三 電気事業法 に供する施設 (昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用

ガス事業法 (昭和二十九年法律第五十一号) 第二条第十一項に規定するガス事業の用に供す

号)第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九

七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四に規定する水道用水供給事業の用に供する施設 六 水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第二項に規定する水道事業又は同条第四項

八 熱供給事業法 (昭和四十七年法律第八十八号) 第二条第二項に規定する熱供給事業の用に供

号に規定する流域下水道の用に供する施設

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。 「廃棄物処理法施行令」という。)第五条第一項に規定するごみ処理施設 次号にお

(工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行う十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供す

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道の用に供する施設

動車運送事業の用に供する施設

車運送事業の用に供する施設 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第二条第二項に規定する一般貨物自動

ーミナル事業の用に供する施設 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)第二条第八項に規定する自動車タ

(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項に規定する港湾施設

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二号に規定する基幹放送の用に供する空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港の用に供する施設

施設

事業の用に供する施設 一十一 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第四項に規定する工業用水道

二十二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災 国土交通省令で定めるもの 計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして

(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、 建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付 に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事(次に掲げるものを除く。)に着手し、 昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後 上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手十七条の十四第一号に定める建築物の部分(以下この条において「独立部分」という。)が二以 (以下この条において単に「検査済証の交付」という。) を受けたもの (建築基準法施行令第百三 検査済証の交付を受けたものに限る。)を除く。

うち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事の

一 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、 増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの

三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の 模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

建築物 (次号に掲げるものを除く。) るときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える ル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メー 当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メート は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定める距離(これによることが不適 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又 トルを超え

当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に

一 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適当である場 て国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれ して国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲におい かの高さ

壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの は、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除し が、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相 て得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は する距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合において

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対 築物の耐震診断及び耐震改修の状況(法第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。)にに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建 当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並び

計図書その他の関係書類を検査させることができる。 全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、 全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安 関し報告させることができる。 所管行政庁は、法第十三条第一項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、 要

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運動施設

映画館又は演芸場

公会堂

ホテル又は旅館

卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店:

賃貸住宅 (共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿

老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

博物館、美術館又は図書館 遊技場

公衆浴場

飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合

Ł 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

の用に供するもの

合計をいう。以下この項において同じ。)とする。 該各号に定める階数及び床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

く。) 階数二及び床面積の合計千平方メートル 学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小

場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号まで三一学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会 掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

階数一及び床面積の合計千平方メートル

3 当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ。 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号の政 面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第七条 法第十四条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する 可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)

マッチ

可燃性のガス (次号及び第六号に掲げるものを除く。)

五四

液化ガス 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条 圧縮ガス

第二項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)

該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧 法第十四条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当 状態における数量とする。)とする。

火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

十トン

爆薬 五トン

工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管

五十万個

銃用雷管 五百万個

ヘホニ

実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

導爆線又は導火線 五百キロメートル

信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 ニトン

応じ、それぞれイ又はロに定める数量 その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に

欄に定める数量の十倍の数量 げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量 消防法第二条第七項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲

四三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 二十立方メート 三十卜

マッチ 三百マッチトン

七六五 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。) 二万立方メートル 圧縮ガス 二十万立方メートル

液化ガス 二千トン

れぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とす 各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそ 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。) 二百トン 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る。) 二十トン

3

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第八条 法第十五条第二項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、 特定既存耐震不適格建築物とする。 次に掲げる建築物である

- 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、 れらに類する運動施設 ボーリング場、 スケート場、 水泳場その他
- 病院又は診療所
- 集会場又は公会堂 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 六五四
 - 展示場
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店
- 博物館、美術館又は図書館老人福祉センター、児童厚生施設、 ホテル又は旅館 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

遊技場

理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 公衆浴場

2

の用に供するもの 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合い

十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、 されるもの 一般公共の用に供

保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園

老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

法第十四条第二号に掲げる建築物

該各号に定める床面積の合計(当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をい 法第十五条第二項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当 以下この項において同じ。)とする。

一千平方メートル 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 床面積の合計

幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル 床面積の合計七百五十平方メートル

前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル

ものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。 げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当する 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 五条第二項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存耐震不適第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物 当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに 耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号に掲げる特定既存 築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。 建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建 格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格 所管行政庁は、法第十五条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適

所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、法第二十二条第二項の認定を受けた者 当該認定に係る基準適合認定建築物につき、 当該基準適合認定建築物の設計及び施工並

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物 一耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2

びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査 合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並 させることができる。 所管行政庁は、法第二十四条第一項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

- 第十一条 造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の 震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。 足の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐足対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者
- 書類を検査させることができる。 建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係 震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定 所管行政庁は、法第二十七条第四項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第十二条 法第二十九条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法 第百号)第十一条第三項第二号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第四号の施設であ る建築物とする。 (平成十五年法律

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成七年十二月二十五日)から施行する。

第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件の (地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件) れにも該当するものとする。

国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。)にあっては、そ の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、 による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物(地震

- び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をい一 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及 交通大臣が定める距離以下のものに限る。 う。以下この項において同じ。)以上のものであること。
- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物 計五千平方メートル (一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。)を除く。) 階数三及び床面積の合 (体育館
- 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- 合計五千平方メートル 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び床面積の
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メー
- 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
- 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メー
- 第三条に規定する建築物であること。

三

2 三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、 条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第4 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三 それぞれ同号

通省令で定める要件に該当するものとする。 イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、 条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一 項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとす 同

(平成九年八月二九日政令第二七四号)

この政令は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日(平成九年九月一 から施行する。

1

(平成一一年一月一三日政令第五号)

この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行の日 (平成十一年五月一日) から

(平成一一年一〇月一日政令第三一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十四号。以下 という。)の施行の日(平成十二年四月一日。 (許認可等に関する経過措置) 以下「施行日」という。)から施行する。 法

第十三条 施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正前のそれぞれ の他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、施行日において特別区の区長の政令による改正前のそれぞれの政令の規定によりこれらの機関に対してされた許可等の申請そ の政令の規定により都知事その他の都の機関が行った許可等の処分その他の行為(以下この条に それぞれの政令の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。 れの政令の適用については、法による改正後のそれぞれの法律若しくはこの政令による改正後の ほか、施行日以後における法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそれぞ その他の機関がこれらの行為に係る行政事務を行うこととなるものは、別段の定めがあるものの おいて「処分等の行為」という。)又は施行日前に法による改正前のそれぞれの法律若しくはこ

されていないものとみなして、法による改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後のそ 他の相当の機関に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続が 日前にその手続がされていないものについては、別段の定めがあるもののほか、これを、法によ定により都知事その他の機関に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行」施行日前に法による改正前のそれぞれの法律又はこの政令による改正前のそれぞれの政令の規 れぞれの政令の規定を適用する。 る改正後のそれぞれの法律又はこの政令による改正後の政令の相当規定により特別区の区長その

(平成一一年一一月一〇日政令第三五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する

則 (平成一六年六月二三日政令第二一〇号) 抄

(施行期日)

一部を改正する法律(平成十六年法律第六十七号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の (平成十六年七月一日) から施行する。

則 (平成一八年一月二五日政令第八号)

八年一月二十六日)から施行する。 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の 日 (平成十

(平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、 障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日) から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日政令第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

則 (平成一九年八月三日政令第二三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

(施行期日) (平成二五年一〇月九日政令第二九四号) 抄

十五年十一月二十五日)から施行する。 この政令は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 (平成二

(平成二六年一二月二四日政令第四一二号) 抄

(施行期日)

この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する

附 則 (平成二七年一月二一日政令第一一号)

抄

(施行期日

第一条 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日 施行する。 (平成二十七年六月一日)

から

(平成二七年一二月一六日政令第四二一号)

附 則 (平成二八年二月一七日政令第四三号)この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。附 則 (平成二七年一二月一六日政令第四二一

(施行期日)

(施行期日)

抄

第一条 この政令は、改正法施行日 (平成二十八年四月一日) 則 (平成二九年三月二三日政令第四〇号) 抄 から施行する。

第一条 この政令は、第五号施行日(平成二十九年四月一日) から施行する

この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。 則 (平成三〇年一一月三〇日政令第三二三号)

則 (令和五年九月二九日政令第二九三号)

に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備